

○電気通信紛争処理委員会仲裁準則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

最終改正 令和六年十二月十六日
電気通信紛争処理委員会決定第一号

(適用範囲)

第一条 この決定は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する。

(書面によつてする通知)

第二条 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、名宛人が直接当該書面を受領した時又は名宛人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所（名宛人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。）に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名宛人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所の全てが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名宛人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に宛てて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により発送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであった時に通知がされたものとする。

(忌避の手続)

第三条 仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

2 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があつたことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

(暫定保全措置)

第四条 仲裁廷は、仲裁判断があるまでの間、当事者の一方の申立てにより、

他方の当事者に対し、仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二十四条第一項各号に掲げる措置（次項において「暫定保全措置」という。）を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、暫定保全措置を講ずることを命ずる命令（以下「暫定保全措置命令」という。）を発するに際し、必要があると認めるときは、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

3 保全すべき権利若しくは権利関係又は第一項の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他の事情の変更があつたときは、仲裁廷は、申立てにより、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

4 前項の規定によるほか、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

5 仲裁廷は、第三項の事情の変更があつたと思料するときは、当事者に対し、速やかに当該事情の変更の有無及び当該事情の変更があつたときはその内容を開示することを命ずることができる。

6 仲裁廷は、第三項又は第四項の規定により暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止した場合において、暫定保全措置命令の申立てをした者の責めに帰すべき事由により暫定保全措置命令を発したと認めるときは、暫定保全措置命令を受けた者の申立てにより、当該暫定保全措置命令の申立てをした者に対し、これにより当該暫定保全措置命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることができる。

7 電気通信紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号。以下「運営規程」という。）第八条第一項の規定は、暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令又は決定について、準用する。

(仲裁手続の方法)

第五条 仲裁廷は、この決定の規定に反しない限り、適当と認める方法によつて仲裁手続を実施することができる。この場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

(異議権の放棄)

第六条 仲裁手続においては、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いづれも公の秩序に關しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

（仲裁地）

第七条 仲裁地は、東京都とする。

2 仲裁廷は、前項の規定による仲裁地にもかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

一 仲裁廷の評議

二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

三 物又は文書の見分

四 前二号に掲げるもののほか、事実関係につき行う調査

（仲裁手続の開始）

第八条 仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。

（仲裁に付することについての回答期間の指示）

第八条の二 委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合（当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。）においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。

（言語）

第九条 仲裁手続において使用する言語は、日本語とする。その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知

（当事者の陳述）

第十条 仲裁廷は、全ての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料する全ての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 全ての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

（口頭審理）

第十一条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

（当事者の守秘）

第十二条 当事者は、運営規程第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

（不熱心な当事者がいる場合の取扱い）

第十三条 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時まで収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。

2 仲裁廷は、電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第二百六十二号）第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。

（仲裁廷による鑑定人の選任等）

第十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をする

ことを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分けることができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。

(仲裁判断において準拠すべき法)

第十六条 仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であつて事件に直接適用されるべきものを適用する。

(仲裁廷の議事)

第十七条 仲裁廷の長は、委員会が仲裁委員の中から指名する。

2 仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う。

3 仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する。

4 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる。

(和解勧告の実施の承諾等の方法)

第十八条 運営規程第七条の承諾又はその撤回は、書面で行わなければならない。

(仲裁判断の訂正の申立て期限)

第十九条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りの訂正を申し立てるときは、これを、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第二十条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

(追加仲裁判断)

第二十一条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(仲裁費用の分担)

第二十二条 当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。

附 則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

1 この決定は、仲裁法（平成十五年法律第三十八号）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。ただし、第一条及び第十二条の規定は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（平成十五年電気通信事業紛争処理委員会決定第二号）の施行の日から施行する。

2 この決定の施行前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。
3 前項に定めるもののほか、この決定の施行前に提起された仲裁委員回避の訴えについては、なお従前の例による。

附 則

平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則

平成二十三年六月二十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日「平成二十三年六月三十日」から施行する。

附 則

令和六年十二月十六日
電気通信紛争処理委員会決定第一号

1 この決定は、令和六年十二月十七日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）第二百二十七条の規定の施行の日から施行する。

2 この決定による改正後の電気通信紛争処理委員会仲裁準則第四条の規定は、この決定の施行の日以後に開始する仲裁手続について適用し、この決定の施行の日前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。